

広島県教育委員会規則第二号

広島県立高等学校等管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月二十三日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

広島県立高等学校等管理規則の一部を改正する規則

広島県立高等学校等管理規則（昭和三十二年広島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>2 前項の職員のほか、必要があるときは、学校に、学校付、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員及び学校司書を置く。</p>	<p>2 前項の職員のほか、必要があるときは、学校に、学校付、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、助教諭、講師（非常勤を含む）、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員（非常勤を含む）、学校栄養職員（非常勤を含む）、学校事務嘱託員（非常勤）、介助員（非常勤）、寄宿舎職員（非常勤）、看護師（非常勤）、農場作業員（非常勤）、スクール・サポート・スタッフ（非常勤）、給食調理員（非常勤）及び学校事務アシスタント（非常勤）を置く。</p>
<p>10 学校司書は、上司の命を受け、学校図書に関する専門的職務をつかさどり、生徒の主体的な学びの育成に関する支援を行う。</p>	<p>10 学校事務嘱託員は、上司の命を受け、事務的業務に従事する。</p>
<p>11 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項第三号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参事、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者並びに同法第二十一条の二第一項第一号に掲げる職員の職は、教育長が別に定める。</p>	<p>11 介助員は、上司の命を受け、介助を必要とする幼児、児童又は生徒の介添えに関する業務に従事する。</p>
	<p>12 寄宿舎職員は、上司の命を受け、寄宿舎の施設設備の保全管理及び寄宿舎における幼児、児童又は生徒の指導に関する業務に従事する。 13 看護師は、上司の命を受け、幼児、児童又は生徒の看護に関する業務に従事する。 14 農場作業員は、上司の命を受け、農場等の維持管理に関する業務に従事する。 15 スクール・サポート・スタッフは、上司の命を受け、教務事務の支援に関する業務に従事する。 16 給食調理員は、上司の命を受け、幼児、児童又は生徒の給食の調理等に関する業務に従事する。</p>

附 則

この教育委員会規則は、令和二年四月一日から施行する。

17 事する。
学校事務アシスタントは、上司の命を受け、庶務事務等に関する補助的業務に従事する。